

【報告】

産業理工学部における
修学支援・配慮の取り組みと
カウンセリング その3

現場での気づきと展望

建築・デザイン学科
森岡 陽介

2017年に近畿大学産業理工学部に着任し、学内環境にも慣れた2年後の2019年春より学生支援委員を担当することになりました。本稿では先述の金子先生・松岡先生のご報告の通り2019年はカウンセリング転換期に文字通り手探りで携わった建築・デザイン学科における修学支援3年少々での出来事や気づきを3つのパートに分けて報告します。

1. 現場での取り組み

修学支援の取り組みフローは2019年度人権研修会で公開され各学科での運用を経てマイナーチェンジが行われ、2021年度9月より現在のフローを使用しています。変更点は配慮希望者か

らの相談を受け、修学支援・配慮申請の可能性検討が加わったことです。学科専任教員担当科目で授業運営上影響のない軽微な対応は申請書の提出が必要なくなりました。修学支援・配慮申請書には診断書・手帳・検査書のいずれかの添付が必要ですが、軽微な対応はこれらが必要としません。つまり、何らかの障がいを抱えていても診察を受けたことがなく困っている学生の受け皿ができたのです、これは軽微な変更ではなくとても大きな変化です。

修学支援・配慮申請書が出されるまでの学生支援委員の業務は都度の委員会での報告を除くと以下のようになります。配慮希望者の相談内容を元に申請による対応とすか学科対応とすかを検討↓カウンセラーからの配慮希望書の内容を担当教員に伝え対応を収集↓配慮希望学生に担当教員の対応を伝達。以上の3アクションですが最も大切なのはスピードだと考えます。配慮希望者は私たちが想像もできないような不安や苦しみを日々抱えている場合が多いからです。少しでも早く教員からの対応を集め学生に伝達する、このちよつとしたことだけでも学生の心が少し軽くなるのではないのでしょうか。ここからは実際に配慮希望書が提出され対応した事例の一部を公開します。

●学生A

○本人の状態

・短期記憶に障害があり一度に憶えられる容量や保持時間が少ないため情報を聞き逃

しやすく情報の処理にも時間がかかる。

・難聴を抱えており片耳がほとんど聞こえない。

○希望する配慮と対応内容

【2019年度（通常の対面授業）】

・重要な情報を伝達する際は個別資料の配布やメールによる連絡を工夫してほしい。

↓スライドを配布します。

・座席指定がある際は本人の希望を取り、聞き取りやすい位置を指定してほしい。

↓本人と相談の上、座席を変更します。

・個人指導の際に動画撮影を許可してほしい。

↓個人指導の際は許可します。

・人前で障害特性について触れないでほしい。

↓人前では障害特性について触れません。

・本人にとって難易度が高いと思われる課題は平等評価を遵守しながら取り組みやすい環境に配慮してほしい。

↓平等評価の観点から、本人にとって難易度の高い課題を代替課題に変更すること

はできません。

・課題提出期限は平等な成績評価を配慮しながらセメスター内で調整してほしい。

↓各回ではなく最終的な提出日をセメスター内で調整することは可能です。

【2020年度（コロナ禍によるリモート授業）】

・スライドのどの部分の説明か視覚的な手掛かりが欲しい。

↓カーソルを使用します。

・何度でも見返せるように希望があれば授業動画を公開します。

↓レポート提出期限を可能な範囲で延長してほしい。

・事前に連絡があった場合は提出期限を延長します。

↓コロナ禍で対面授業だが演習科目に限り対面でサポートしてほしい。

↓修学支援対応入稿申請を行い、対面でサポートします。

●学生B

○本人の状態

・発達障害により、一方的な会話になりやすい。ネガティブな表現に過剰に反応することがある。書字や事務的な作業に時間がかかるため、パソコンなど代替えとなるもので負担を軽減している。

○希望する配慮と対応内容

【2019年度（通常の対面授業）】

- ・学内パソコン環境のOSを自身の使用するOSに変更してほしい。
- ↓合理性が認められないため対応できませんが、本人のOSに自らアプリを入れた場合は相談に乗ります。
- ・手書きでの提出物・試験が困難なためパソコンの使用を許可してほしい。
- ↓平等評価の観点から試験でのパソコン使用はできません。授業中の使用は授業担当教員の許可のもと使用することはできません。
- ・試験時間を延長してほしい。
- ↓平等評価の観点から試験時間の延長はできません。定期試験は通常の時間割（1科目90分）で実施され科目により差異があるが1コマの中で平等評価を遵守できる範囲で対応は可能です。

●学生C

○本人の状態

- ・多動性障害、うつ状態により物事に優先順位を付けて対応することが難しい。
- ・聴覚的な情報の処理能力が低い。

○希望する配慮と対応内容

【2019年度（通常の対面授業）】

- ・可能な範囲で授業中の録音を許可してほしい。
- ↓授業担当教員の許可のもと録音することはできません。
- ・スライドのみの掲示で配布されないものを個別に配布してほしい。
- ↓ユニバでの配布など、後からスライド内容が確認できるようにします。
- ・授業での説明の聞き取りや理解が不十分なので、個別に確認や指示を受けたい。
- ↓希望があった場合は個別に確認や指示をします。

このように希望内容は教員の負担を過剰に増やすものではなく、少しの工夫で対応できることが大半であり、特定の学生を特別扱いをするのではなく公平・公正に学修機会を提供するものです。これらの対応は単位を与えるためではないので卒業・進学・退学と配慮希望学生の進路は様々です。

また、最後の例は「分からないことがあったら授業外に質問させてください。」という内容です。カウンセラーの先生がヒアリングし希望書にしなければ伝えることができ

ない学生がいるという事実を改めて実感させられただけでなく、私の担当科目ではありませんでした。日々の自らの伝え方をもっと工夫できるのではないかと考えるきっかけになりました。

2. カウンセラーとの連携

カウンセラーの松岡先生には修学支援・配慮だけでなくカウンセリングを受けている学生にも真摯にご対応・連携いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

大学教員のほとんどが教員免許を有しておらず専門分野の中にいますが、もしかしたらとても狭い世界で生きているのかもしれないかもしれません。障がいを持つ学生や精神的悩みを抱える学生の対応は全くの不慣れですので、学生とメールや会話をする際の些細な言い回しで誤解が生じる場合もあります。そんな時の相談に松岡先生は丁寧に回答くださいます。門外漢が表に立つときには専門家に助言を求めますが教員同士の共同研究のスタンスでカウンセラーの先生方と連携する必要があるように感じます。工程が一つ増えるだけで新たな発見や気づきが生まれます。逆に最も怖いのは慣れです。これまではこの方法で上手くいっていたというような既成概念を捨て常に新しく未知なる人間と関わっていることを再認識できるのがカウンセラーの先生方との連携なのだと思感しています。

3. 三位一体の対応

修学支援・配慮の取り組みはカウンセラーと教員の二本柱では実現しません、もう一本の柱は事務部です。東大阪キャンパスの複製ではなく産業理工学部独自で取り組んでいくためには、修学支援・配慮及びカウンセリングの窓口でもある学生支援課職員の存在が欠かせません。入口での判断を誤らないよう2021年に新しいフローができたのですが、これはマニュアルではなく検討の流れです。同じ対象が二人としていないのでマニュアルは必要なく、そもそも作れません。カウンセラー・職員・教員が三位一体となって検討することで互いの強みを活かし弱みを埋められるのです。そのためには各々の視点で考えフラットな立場で議論することも必要です。

今2022年度よりカウンセラー4人体制が始まりました。情報伝達等が煩雑にならないよう整備も必要ですし、今は想像もできないような問題が発生するかもしれません。産業理工学部Web学生生活の情報更新も進められ情報が広く周知されます。まだまだすべきことは山積みですが、金子前学生支援委員長がデザインした船を寺井現学生支援委員長が船長となり航海に出ます。皆さんが自分事としてこの修学支援・配慮の取り組みに携わって下さることが産業理工学部の大きな財産になると信じています。